

鳥羽商船高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する内規

校 長 裁 定
制定 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則(平成27年1月26日 機構規則第121号。以下「規則」という。)の規定に基づき、鳥羽商船高等専門学校(以下「本校」という。)における公的研究費等の取扱いに関する組織体制について定めるものとする。

(コンプライアンス推進副責任者)

第2条 規則第6条第3項の規定に基づく、コンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を以下のとおりとする。

- (1) 専攻科長
- (2) 商船学科長
- (3) 電子機械工学科長
- (4) 制御情報工学科長
- (5) 一般教育科長
- (6) 図書館長
- (7) 総合情報センター長
- (8) テクノセンター長
- (9) 事務部長

2 副責任者の役割等は、次のとおりとする。

コンプライアンス推進責任者の指示の下、担当する学科等においてコンプライアンス推進責任者の不正防止推進に関する取組を補佐する。

(相談窓口)

第3条 本校の相談窓口を以下のとおりとする。

- (1) 公的研究費等に係る事務処理手続きに関することは総務課企画・地域連携係で対応する。
- (2) 公的研究費等の使用ルールに関することは総務課財務・経理係で対応する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。